

宮崎県北部広域行政事務組合監査基準

(令和2年4月1日訓令第1号)

目次

- 第1章 一般基準 (第1条—第6条)
- 第2章 実施基準 (第7条—第12条)
- 第3章 報告基準 (第13条—第18条)
- 第4章 補則 (第19条)
- 附則

第1章 一般基準

(目的等)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、これに従って法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査の目的は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかを確認することにより、行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と組合運営への信頼確保に資することである。

(監査等の範囲)

第2条 この基準における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期監査（法第199条第1項及び第4項）
- (2) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）
- (3) 行政監査（法第199条第2項）
- (4) 決算審査（法第233条第2項）
- (5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

2 前項に定めるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

- 2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、その職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、その職務を遂行するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(業務の質の管理)

第4条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる業務の質を確保するとともに、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を適切に指揮し、監督するものとする。

2 監査委員は、事務補助職員に対し、監査委員の職務がこの基準に基づき遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

3 監査委員は、監査等の結果及び関連する証拠を監査調書等として作成し、監査等の実施に係る書類とともに、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第5条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、法令等を遵守し適切に取り扱うものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第1条第2項の監査等の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

第2章 実施基準

(監査等実施計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるように、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査の結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定するものとする。

2 前項の実施計画には、監査等の種類、対象、実施時期その他監査委員が必要と認める事項を定めるものとする。

3 監査委員は、実施計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて実施計画を変更するものとする。

(監査等の実施)

第8条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。なお、この場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

(監査等の手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠等を効率的かつ効果的に入手するため、監査等の実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 前項の監査等の手続は、試査又は精査によるものとする。

3 監査委員は、監査等の実施過程で、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手するものとする。

(証拠に基づく監査等の結果の形成)

第10条 監査委員は、前条の規定により、十分かつ適切な監査等の証拠等入手し、それを基に監査等の結果を形成するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。

(関係機関等との連携)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、関係機関の内部監査人、監査役、外部監査人等と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、監査等の実施に努めるものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果の報告等の提出)

第13条 監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を作成し、議会及び理事会に提出するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、前項の監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び理事会に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査を終了したときは、意見を作成し、理事会に提出するものとする。

(監査報告等の内容)

第14条 監査等の結果の報告等(以下「監査報告等」という。)には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施内容
- (5) 監査等の日程
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、監査等の種類に応じて、重要な事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

3 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第15条 監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係る勧告の決定の前に、監査の対象組織の長から弁明、見解等を聴取することができる。

(監査委員の合議)

第16条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係

る勧告の決定

(2) 決算審査の意見の決定

2 監査委員は、前項第1号に定める監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び理事会に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係る勧告の内容については、監査委員全員の連名で公表するものとする。

(措置状況の報告等)

第18条 監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を提出した者及び報告に係る勧告をした者に、適時措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を提出した者及び報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

第4章 補則

(補則)

第19条 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、監査委員が協議して定めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。